

ライフプランシミュレーション規定

京都信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、ライフプランシミュレーションプラン（以下「本プラン」といいます）に係る契約（以下「本契約」といいます）について、次の通り定めます。

第1条（本プランの利用者）

本プランの利用者（以下「お客さま」といいます）は、個人であることが必要です。

第2条（目的）

本プランは、「しあわせづくりサポート宣言」のもと、ライフプランを軸としたお客さまのくらしのアドバイスとさまざまな選択肢の提供を目的とします。

第3条（プラン内容）

本プランの内容は下記の通りとします。

ライフプランシミュレーションサービス

- （a）くらしのカルテ じっくりプラン（以下「カルテ」といいます）の作成
- （b）課題等の検証と選択肢の提案
- （c）決算（家計貸借対照表・家計損益計算書）の実施
- （d）定期的なカルテの見直し

第4条（本プランの提供方法）

当金庫は、対面またはオンライン（オンライン通話、電子メール等）によって本プランを行います。面談は原則、当金庫の営業時間内に各店舗で実施いたします。

なお、面談させていただく担当 L P A は、年度の途中でも変更になる場合がございます。

第5条（契約期間等）

本プランの当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日の2ヵ月前までにお客さまからの書面による解約意思表示がない場合、本プランは契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第6条（利用料）

本プランの利用料は、年間22,000円（税込）とします。

なお、当初契約期間の利用料については、別表1のとおりとします。

2. 本プランの利用料は、当初契約期間分を前払いするものとし、契約時に引落します。

2年目以降の継続利用につきましては、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に「預金口座振替依頼書」に基づき、自動的に22,000円（税込）を引落します。

3. 当金庫は利用料を変更する場合があります。

4. お客さまから利用料のお支払がない場合、当金庫は、本プランの全部または一部を実施しないことがあります。

（別表1）当初契約期間の利用料

契約日	利用料
4月1日～6月末日	22,000円（税込）
7月1日～9月末日	16,500円（税込）
10月1日～12月末日	11,000円（税込）
1月1日～3月末日	5,500円（税込）

第7条（お客さまによる解約）

お客さまは、当金庫所定の書面を当金庫の取引店に提出することにより、本契約を解約することができます。この場合、当金庫はお客さまから受領した利用料を返還しません。

第8条（当金庫による解約等）

当金庫は、お客さまが次の各号に該当する場合、本契約を解約することができます。この場合、当金庫は、お客さまから受領した利用料を返還しません。

- （1）第5条第1項の利用料を同条第2項の期限までに支払わないとき
- （2）当金庫との連絡がとれなくなったとき
- （3）本プランの目的遂行に非協力的であるとき
- （4）その他本プランの趣旨に反し、本プランの提供が困難と思われるとき

第9条（個人情報の取扱いについて）

お客さまからいただいた個人情報は、個人情報の保護に関する各種法令および当金庫のプライバシーポリシーに基づき適正に取り扱います。なお、本プランにおける課題等の検証と選

択肢の提案およびライフプランに役立つ情報提供をはじめとし、預金・証券・保険等の金融商品や他の金融サービスのご提案・ご提供に利用させていただく場合があります。

第10条（反社会的勢力の排除）

当金庫およびお客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的関与している法人等に属するものではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 当金庫およびお客さまは、相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる役員を含みます）が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本プランを解約することができ、相手方に損害が生じてこれを賠償することを要しません。

- （1）反社会的勢力に該当すると認められたとき
- （2）経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- （3）反社会的勢力を利用していると認められるとき
- （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- （5）経営に実質的に関与しているものが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- （6）自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な行動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

3. 前項に基づき本プランが解約された場合には、解約された側は、当該解約により生じたいかなる損害賠償も請求しないものとします。

第11条（通知等）

お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第12条（準拠法）

本プランは日本法を準拠法とし、かつ、これに従い解釈されるものとします。

第13条（紛争解決）

当金庫およびお客さまは、本プランに関して紛争が生じた場合には、京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第14条（規定外事項）

本プランに定めなき事項または本プラン遂行中に疑義が生じた場合には、当金庫およびお客さまは誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第15条（規定の変更）

本規定の各条項は、相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

制定 2022年10月3日

改定 2025年 4月1日